

南大隅町第3次総合振興計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 概要及び目的

本町では、令和6年度末で第2次総合振興計画の計画期間が終了することから、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とした次期南大隅町総合振興計画の策定を令和5年度から2年をかけて取り組む予定である。

次期南大隅町総合振興計画の策定に当たっては、広範囲な基礎データの収集・分析を行い、町民の意向把握など専門的な情報分析等が必要なため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザル方式を実施するものである。

2. 業務委託の概要

(1) **業務の名称** 南大隅町第3次総合振興計画策定業務委託

(2) **業務の内容** 別添仕様書のとおり

(3) **履行期間** 契約締結日から令和6年3月31日まで

(※引き続き令和6年4月1日から令和7年3月31日までの委託を想定)

(4) **予算額**

令和5年度 5,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和6年度 4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、提案限度額となる事業の規模を示すものである。

3. 実施形式 公募型プロポーザル方式による随意契約

4. スケジュール(状況により変更する場合がある。)

実施内容	実施日・実施期間	備考
1. 公募の開始	令和5年11月6日(月)	町ホームページに掲載
2. 質問書の受付期限	令和5年11月10日(金)午後5時15分	
3. 質疑の回答(予定)	令和5年11月13日(月)	町ホームページに掲載
4. 参加申請書提出期限	令和5年11月14日(火)午後5時15分	郵送の場合期限までに必着
5. 参加資格審査 結果通知	令和5年11月16日(木)	※メールにて通知
6. 企画提案書提出期限	令和5年11月24日(金)午後5時15分	郵送の場合期限までに必着
7. 事前審査 結果通知	令和5年11月27日(月)	※メールにて通知
8. プレゼンテーション審査	令和5年12月1日(金)	別途時間指定
9. プレゼン審査 結果通知	令和5年12月4日(月)	※郵送
10. 契約手続き	令和5年12月初旬	

5. 参加資格（申請者）要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5年度の南大隅町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 国及び自治体の指名停止等措置要領に基づく、指名停止がなされていないこと。
- (4) 法人にあつては、国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していない者であること。
個人にあつては、国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 南大隅町の現状を把握し、具体的提案が出来ること。
- (7) 地方公共団体が発注する同種・同類の事業を受託した実績があること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることが出来ること。
- (9) 円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が出来ること。

6. プロポーザル参加申請書の提出

参加を希望する場合は、参加申請書を期日までに提出することとする。

※事前に南大隅町入札参加資格名簿への登録（入札参加資格審査申請書類等の提出）が必要となるため注意すること。

- (1) **提出書類** プロポーザル参加申請書（様式1）、同種業務実績書（様式5）、会社概要書（様式8）、配置予定技術者調書（様式4）、業務実施体制（様式4-2）
- (2) **提出期限** 令和5年11月14日（火） 午後5時15分まで（必着）
- (3) **提出先** 南大隅町役場 企画観光課 政策調整係
- (4) **提出方法** 電子メール（持参又は郵送も可）
※電子メールによる場合は、送信後、電話（0994-24-3113）にて着信を確認すること。
※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (5) **提出部数** 1部（持参又は郵送の場合）

●参加資格審査結果通知予定 令和5年11月16日（木） ※メールにて通知

7. 質問の受付及び回答

- (1) **提出方法** 質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。

◆送信先：南大隅町役場 企画観光課 政策調整係宛

E-mail：kikakuka@town.minamiosumi.lg.jp

◆メールの件名は、『質問書／南大隅町プロポーザル【会社名】』とすること。

※送信後、必ず電話（0994-24-3113）にてメールの着信を確認すること。

※電話、ファクシミリ及び口頭による質問は受け付けないこととする。

- (2) 提出期限 令和5年11月10日(金) 午後5時15分まで(必着)
- (3) 質疑内容 企画提案書等の作成に係る質問に限る。評価及び審査に係る質問については受け付けない。
- (4) 回答方法 令和5年11月13日(月)までに、南大隅町ホームページにおいて回答を掲載する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	摘要
①提案書【表紙】 (様式3)	正本1部のみ、必要事項をすべて記載すること。 (副本9部は提出者欄・担当者欄の記載不可)
②企画提案書(内容) (任意形式)	・仕様書の内容を踏まえ、それぞれ想定する提案・支援等の内容を記載すること。 ・ 審査の公平を期すため、会社名等の表示や提出者が特定される表現はしないこと。 ※なお、企画提案内容及び提案見積金額については、 2年間を見据えて作成 すること。
●追加業務提案書 (任意形式)	・業務の目的を達成するために、仕様書に示したものの以外の事項について提案を行う場合には、追加業務提案を行うことができる。
③業務工程表 (任意形式)	・令和5年度及び令和6年度の 2年間 の策定スケジュール表を作成すること。
④配置予定技術者調書 (様式4、4-2)	・配置予定技術者(業務責任者)(様式4) ・業務実施体制(様式4-2)の両方を記載すること。 なお、業務責任者及び主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする
⑤同種業務実績書 (様式5)	直近5年間の業務実績を最大5件まで記載すること。
⑥提案見積書 (様式6) (積算書は任意形式)	・見積書は仕様書に基づき、歩掛等を積み上げた合計金額(消費税及び地方消費税を含む)を 令和5年度と令和6年度分(概算)を、それぞれ記入 すること。 ・別途、各年度別に積算書を作成し添付すること。なお、添付する積算書の様式は任意とする。 ・正本1部のみ、所在地・商号又は名称・代表者職氏名等を記載すること。(副本9部は提出者欄の記載不可) ・予算計上額を超える金額の場合は失格とする。

(2) 留意事項

- ・用紙の規格は、原則A4サイズ縦とし、両面可とする。
- ・見積書を含め20ページ程度とする。(表紙等は含まない)
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とし、横書きとする。
- ・提出書類の順番は、(1)提出書類の番号順とし、ページ番号を各用紙の下部中央に記載し、それぞれにインデックスを付すること。

(3) 提出部数 正本1部、副本9部及び電子データ (PDF)

(4) 提出期間及び時間 令和5年11月24日(金) 午後5時15分まで(必着)

(5) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに到着、また、内容に不備がないものに限り受け付ける。

※電子データ (PDF) については、メール又はCD-Rでの提出とする。

(6) 提出先 南大隅町役場 企画観光課 政策調整係

(7) 辞退手続き

参加申請書及び企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに企画提案辞退届(様式7)を提出すること。

9. 事前審査(書類選考) 【審査員7人、補助(企画観光課担当者)2人】

(1) 選定方法

プロポーザル参加者が4社以上の場合は、南大隅町第3次総合振興計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、別紙『南大隅町第3次総合振興計画策定業務プロポーザル提案書評価基準』(以下「評価基準」という。)に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査する。なお、事前審査合格者は上位3社とする。

プロポーザル参加者が3社以下の場合は、事前審査を省略し、プレゼンテーション審査において事前審査をあわせて実施する。

(2) 事前審査結果通知

●結果通知日 令和5年11月27日(月)にメールにて通知予定

※選定の評価内容は公開しないものとし、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

10. プレゼンテーション審査

(1) 選定方法

審査委員会が、評価基準に基づき、企画提案書等の内容及び提案者からプレゼンテーションを評価項目ごとに審査する。

※参加者が1社の場合について

審査において、各委員の評価合計点の平均が100点以上(5割)であれば、本要領、仕様書を満たすものと判断し、その参加者を契約候補者として選定する。

①日時・場所 令和5年12月1日(金) 午後1時30分から・南大隅町役場本庁舎内予定

※実施日・時間・場所については、後日メールにて通知する。

※順番は企画提案書提出順とする。

②プレゼンテーションの時間は、30分以内とし、別に質疑の時間を10分以内で設ける。

③既提出の企画提案書を用いるものとし、追加資料の提出は認めない。

- ④パソコン、プロジェクターを用いた説明も可とする。ただし、パソコンは各自で準備・操作することとし、プロジェクターは町が準備する。
※プロジェクターの使用については事前に連絡すること。
- ⑤プレゼンテーションに参加できる人数は、各社3名以内とする。ただし、パソコン操作を専門に行う者がいる場合には、これを人数に含めないものとする。
- ⑥業務体制表に記載されたそれぞれ業務の主担当者が主となり説明を行うこと。

(2) 審査結果

●結果通知日 令和5年12月4日(月)に郵送にて発送予定

審査を受けた各事業者に対し、文書(郵送)をもって審査結果を通知する。なお、審査経緯の公表は行わない。また、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

1.1. 契約等手続等

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行う。
- (2) 選定された提案書の記載事項は、原則として業務委託仕様として採用することを想定し、協議調整のうえ決定する。
- (3) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行う。
なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 申請者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
※ただし、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成できるものとする。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 企画提案書の提出は1社につき1案のみとする。

1.3. 情報公開及び提供

町は、申請者から提出された企画提案書のように知的財産権があるもの、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報以外は、南大隅町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

1.4. その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語・日本国通貨に限るものとする。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことが出来るものとする。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用について、町はその責を負わないものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥参考見積書の金額が予算額を超過した場合

(4) 異議申し立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 事務局（問合せ先）

〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地

南大隅町役場 企画観光課 政策調整係

電話番号 0994-24-3113

E-mail : kikakuka@town.minamiosumi.lg.jp